

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻112号 02/02 <1部100円> 発行人 玉本 格
 市芦救援会 〒659-0001 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 0797(32)1131
 市芦反弾圧闘争を支援する会 〒650-0022 神戸市中央区元町通5-3-16 テーラービル3F

裁判闘争勝利報告・市芦救援会解散総会が開かれる

芦屋市教育委員会が謝罪し、全員の今春復帰を約束

今後は市芦存続運動に全力を！

昨年一二月二日に「市芦裁判闘争勝利・市芦救援会解散総会」が開かれ、市芦闘争の一五年間を振り返りながら、この勝利判決の意義を確認しました。

市芦教育弾圧が始まり、反弾圧闘争が開始されてから一五年。この一五年は市芦をすっかり変えてしまったばかりではなく、闘った教師の姿も変えていました。当時はまだ若々しく働き盛りであった教師も、既に定年退職したり、黒々として豊かだった髪の毛も白く染まり、その量も少なくなっています。

多くの犠牲を払いましたが、裁判闘争を勝利で終わることができたことには大きな意味があります。地教法が改悪され、教育基本法も危機にさらされているこの時期に、この判決は、改めて教育基本法的重要性を認識させ、地教法を使った攻撃に対して闘う人々に勇気を与えるものであることが確認されました。

大阪高裁の勝利判決のその日に、兵高教委員長、阪神支部長、市芦分会長の連名で提出していた「三項目要求」のうち、「上告をやめること」「全員の市芦高校への復帰」については、勝利集会までに実現し、あるいは実現を教育委員会が約束していました。一方「謝罪」については拒み続けていましたが、兵高教本部・支部・分会と原告団のねばり強い追及と、日教組委員長の芦屋市役所を訪問しての直接の申し入れ、芦教組、「市芦があつて何が悪いねん！市民の会」の応援もあって、一二月二六日に兵高教本部の立ち会ひのもとで八人の原告と市芦分会は、教育委員会を代表した三浦教育長から教育委員会名の謝罪文を受け取り謝罪を受けました。

これにより要求三項目のすべてが実現しましたので、原告団と市芦分会は長期間にわたった裁判闘争に区切りをつけることになりました。また、「被処分者救援」を目的として生まれた市芦救援会はその目的を達成し、解散総会をもって役目を終えることになりました。会員の皆様には一五年間にわたる厚いご支援ありがとうございました。お礼申し上げます。

も／く／じ

市芦救援会ホームページ <http://homepage1.nifty.com/i-kyuenkai/>

Eメールアドレス i-kyuenkai@nifty.com

芦屋市教育委員会が原告と組合に謝罪 1 全員復帰と市芦存続要望書（芦教組）5
 裁判闘争勝利報告・市芦救援会解散総会
 原告団代表挨拶 6 弁護団挨拶 在間弁護士 7 村田弁護士 8
 講演 不当な支配にまつろわなかった教師たちの闘い 救援会副会長 玉田勝郎 10
 原告挨拶 鈴木 15 吉岡 15 深沢 16 滝山 17 小川 17 石橋 18 森村 18 麻田 18
 支援団体からの言葉 19 卒業生、共闘・支援者からの言葉 22

市芦があつて何が悪いねん！市民の会

市芦存続の取り組みの現状 28 市民の集い「これでいいのか芦屋の教育」2月16日 30

市教委が上告をやめたことにより判決が確定した。交渉は「謝罪」と「残された四名の原告の市芦高校への復帰」に焦点が移った。市教委が「判決に従って四名を市芦高校へ復帰させる。時期については通常の人事異動の時期である四月一日まで待つてほしい」と回答したので、「謝罪も含め市教委が誠意を持って対応するなら復帰を四月一日まで待つ」ことにした。

原告と組合は文書による謝罪と新聞・広報紙への謝罪広告の掲載を求めたが、市教委は同意しなかった。「口頭で」「三浦教育長だけで」と態度に変化を見せたものの、市教委はあくまで教育委員会の行政執行機関としての責任ある謝罪を拒み、三浦教育長の口頭での謝罪でお茶を濁そうとする態度を容易に変えなかった。公的な場所での原告らを侮辱し、大阪高裁へ控訴した時の教育委員長であった稲畑汀子教育委員、松本（市芦改革）を継承し、違法処分を承認し、長年にわたって公平委員会、神戸地裁裁判、大阪控訴審裁判を続けてきた森輝彦・朝日千尺・牛田利治ら教育委員の責任は重く、彼ら一人ひとりが原告と組合と市民に謝罪しなければならない。原告と組合は、教育委員会で諮ったうえで教育委員全員が違法行為をおこなったことを十分認識したうえで謝罪文を提出し、直接に原告と組合に謝罪することを要求した。教育委員会がこれ以上謝罪について曖昧な態度をとるなら、謝罪広告と損害賠償を求める訴訟を起こすことも辞さないとの態度で謝罪を強く要求した。

この間、一月二日には、日教組榊原委員長、清水組織対策部長、兵高教岩淵委員長が市芦市役所を訪問し直接教育長に、組合からの三項目の要求を実現するよう要請した。その後も市教委への追及が重ねられ、「教育委員会が文書で謝罪する、三浦清教育長が教育委員会を代表して原告と市芦高校の教職員組合のもとへ出向いて謝罪する、兵高教本部及び阪神支部へは市芦分会への謝罪文の写しを添付して文書で回答する」との三点を確認した。

謝罪文の反響は大きかった。それによって新聞各社は「市芦市教委、転任処分訴訟の敗訴で、元教諭八人らに謝罪」の見出しで市教委の違

市芦救援会
兵高教阪神支部 市芦分会

市芦市教育委員会が原告と組合に謝罪し、
原告全員の市芦高校復帰(今春)を約束

兵高教本部・阪神支部・市芦分会連名の3項目要求を実現！
めざすは「市芦廃校」阻止！

昭和61年から昭和63年にかけて、市芦市教育委員会が行った鈴木、麻田、石橋、小川、滝山、森村、吉岡、深澤各先生方に対する転任処分について、平成13年10月19日に出された大阪高等裁判所判決を厳重に受け止め、今後の教育行政に生かしてまいります。

長期にわたる係争となったこと、また、長期間、学校教育現場以外で勤務させたこととお詫び申し上げます。

関係教職員に対しては、転任処分取消しに基づく市芦市立市芦高等学校への復帰など誠意に対処してまいります。

平成13年12月25日

市芦市立高等学校教職員組合 様

市芦市教育委員会



二〇〇一年一月十九日に大阪高裁において、八人の先生に対する勝利判決が出されるとすぐに、原告と組合は兵高教委員長、阪神支部長、分会長連名の抗議・要請書をもって市芦市教委に交渉を求めた。原告と組合は要求を三点に絞り込んでいた。「1、上告しない」

と。2、謝罪すること。3、全員を市芦高校へ即時復帰させることであつた。

まずなによりも、「上告阻止」つまり「判決の確定」を最優先させた。司法の反動化が危惧される中、なんとしても判決を確定させる必要があつた。

市教委の追及は私たちの怒りの表明で始まった。神戸地裁判決が出されて以来、原告と組合は市教委に対し、和解し全員を市芦高校へ早期復帰させるよう強く求めてきた。ところが、市教委は和解を拒否し多額の市費を投じて復帰引き延ばしの控訴審を続け、一五年という長きにわたって教員から教育の仕事奪ってきた。そのうえ、判決直前の一月二五日に市教委は「市芦廃校」を議決していた。「教育活動を奪つておいて、裁判で負けたら廃校の残務整理のために市芦へ復帰させるのか」という怒りを全員が持っていた。

原告と組合は一五年の歳月を奪った市教委に対する怒りをぶつけて「上告するな」と要求した。判決の重みと原告や組合の怒りが、交渉に出てきた市教委の事務局を圧倒していた。もう交渉ではないのだ。しかし、教育委員や北村春江市長が上告を指示する可能性は十分にあつた。負けても彼らの腹は痛まないのだ。

市教委が上告するなら損害賠償請求も含めて徹底して裁判闘争を闘うとの意志を固めて市教委を追及した。判決当日に続き一月三一日にも、本部、支部、分会、原告で再び市教委の追及を行った。そして一月二日の上告期限の日を迎えた。

その日は「市芦があつて何が悪いねん！市民の会」が、市芦廃校阻止と「市芦改革」失敗に対する教育委員会の責任追及の座り込みを行っていた。座り込みは、市教委が上告をせず高裁判決に従うことを求めていた。当日は午後三時から教育委員会が予定されていた。これまでの教育委員の責任を明確にするために、市民の会は教育委員に直接対話を要求して面会を求めた。教育委員は面会を拒み、控え室に閉じこもったまま出てこない。市役所の中は緊張していた。そんな中で、市教委は「上告断念」の記者発表を行った。

法行為を再び報道した。新聞報道は阪神版に限られたがNHKテレビ放送は関西地域に報道した。報道直後からたくさんの支援者や知人からお祝いと激励が届いた。この謝罪文は、「判決には従うが私たちは間違っていない」とか「残念ながら私たちの主張が認められなかった」という処分者市教委の言い訳の道を完全に遮断した。判決の拘束力だけでなく市教委自身によつて自らの誤りを公表させたという意味で、教育法学者、弁護士、支援者からの高い評価を受けている。

しかしながら、未だ違法行為の張本人である松本壽男教育長、北村春江市長、小林剛明元管理部長、前田和夫元校長、井上進元教頭らは何らの責任もとっていない。また、松本（市芦改革）すなわち市芦処分を継承した教育委員も個人としては何らの痛みも被っていない。彼らに対する追求の課題は残っている。しかし、高裁判決からの約四〇日間を費やした市教委の追求によつて、ようやく要求三項目をすべて実現したので、このことをもつて、原告団と市芦高校の教職員組合は裁判闘争に区切りをつけることを決定した。今春四月の全員復帰後の教育活動、そして市芦存続闘争に向け、今後全力をあげる。市芦にも市民大衆運動の芽生えがある。こうした市民運動に積極的に参加しながら、全員復帰後の教育運動、教組運動を押し進めていきます。

被処分者救援のために結成された市芦救援会は、一月二日の裁判闘争勝利報告集会・市芦救援会解散総会をもつて解散しました。今後は、「市芦」そのものの救援（存続運動としてその遺産を継承し、市芦救援会会計は事務局が引き継ぎ、残務整理にあたります。

市芦救援会の思想と運動は会員であつた方々の中に引き継がれ、それぞれの場所で生き続けていくものと確信しております。また、闘いの場でお会いしましょう。

長い間のご支援有り難うございました。

芦屋市教委 元教諭ら8人に謝罪 転任処分訴訟の敗訴で

芦屋市教委は25日、不当に市立芦屋高校から転任させられたと転任処分の取り消しを求め提訴した元教諭ら8人に謝罪し、職場復帰を約束した。10月に大阪高裁で市教委が敗訴した判決が確定したのを受けた措置。原告は「来春の職場復帰を目指したい」としている。

させたことをおわびします」とのコメントを読み上げ、原告に謝罪した。原告の一人深沢忠・芦屋市立高校教職員組合書記長は「芦屋高校での教育に全力を傾けていたのに」と語っている。

この日、市役所で三浦 学校教育現場以外で勤務

2001.12.26朝日(朝刊阪神版)

2001.12.26神戸(朝刊阪神版)

市芦屋高 市教委、原告に謝罪 配転訴訟

芦屋市の市立芦屋高校の教諭ら八人が、配転は組合活動が理由で違法だとして市教育委員会に配転処分の取り消しを求めた訴訟の控訴審判決で、大阪高裁が十月、一審判決を支持して市教委の控訴を棄却したことを受け、市教委は二十五日、原告八人と同校教職員組合に対し、謝罪のコメントを出した。

市教委は高裁判決を、「厳粛に受け止め、今後の教育行政に生かしてまいりたい」とし、「長期にわたる係争となったこと、また長期間、学校教育現場以外で勤務させたことをおわび申し上げます」としている。また、原告のうち四人が現在も復職していないことに対し、「(配転処分取り消しに基づき同校への復

帰など誠実に対処してまいります」とした。原告らは高裁判決後、市教委に対して、上告を行わない▽原告に謝罪する▽四教員を即時復職させる▽を柱とした申し入れ書を提出。市教委と協議を重ねていた。

芦屋市教育委員会
教育委員長 朝日 千尺 様
教育長 三浦 清 様

兵庫県教職員組合芦屋支部 支部長 中村 信治

2001年12月3日

強制配転された教員の市立芦屋高等学校への即時復帰等をもとめる要望書

貴職におかれましては、日々、芦屋市の教育のために尽力されていることに敬意を表します。さて、去る10月19日大阪高等裁判所は、市立芦屋高等学校(以下市芦)教員8人に対する転任処分事件に関し処分取り消しの判決を下し、11月2日判決が確定しました。

この判決の確定は、15年にもわたって市芦外へ強制配転された教員の気持ちを考えると同じ教育に携わるものとしてやりきれないものがあります。また、市芦の教育の中心を担ってきた教員を配転することにより市芦の教育力を低下させ、定員内不合格などにより受験生の不安をおおるなどをしてきた市教委の姿勢に疑問を感じざるを得ません。さらに、10月8日の教育委員会では、市民の意見を無視し一方的に市芦の廃校を決めてしまいました。議会の議決を経ずに市民に広報するなどした姿勢にも重ねて疑問を感じています。

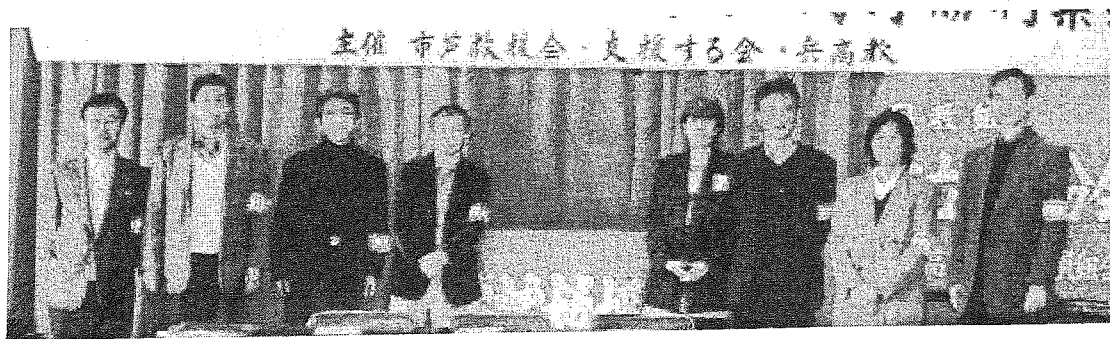
記

1. 市芦へ復帰していない4人の教員を即時復帰させること。
2. 強制配転された原告に、関係者が謝罪し、市民にも広報すること。
3. 市芦存続について重ねて協議すること。

以上



2001年12月12日、芦屋市役所で日教組神原委員長が三浦教育長に申し入れをおこなう



主催 市芦救援会・支援する会・兵高教

は、私たち原告にもきつかったですけれども、とりわけ市教委の権力を嵩にきたあらゆる横暴をつくしての攻撃を受けつづけた教育現場、学校現場が一番きつかったと思います。私も無念でしたが、この十数年の子どもたちや現場の教員たちも歯ごりする年月だったと思います。

その学校風土は、一切の水を吸いあげられた砂漠のような土壌にまで荒廃させられたと思うんです。そこに、しごとく水

厚い支援の中での楽しく闘い最高の判決
在間 秀和 弁護士

遣りという作業を続けてこられた先生方に復帰した先生方が合流してあらためて土壌作りを始めるということになるわけです。それが廃校反対闘争という形で迫られています。裁判闘争は一段落しましたが、闘いはやめるわけにはいきません。

本当に長い間皆様方にはお世話になりました。ご支援に對し今一度心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

若手のほうからまず話させていただきます。本当に長い間皆様ありがとうございます。一九八六年から一五年の闘争でした。一九三一年からの日本の侵略戦争を一五年戦争といいますが、よく一五年も戦争を続けたもんだと、また、民はその苦しみを一五年もよく耐えしのんだものだという風に思うんですけれども、私たちは一五年の正義の闘いに勝利しました。

振り返ってみますと我々としては非常に恵まれて、率直に言いますと、楽しかったというのが第一印象なんです。そういうと、当事者には悪いんですが、こういう形で勝利できましたのは、まず第一に、当事者の先生方が最初のエネルギーを持ちつづけて、

裁判闘争勝利報告・市芦救援会解散総会云

怒りの持続と豊かな個性によって支えられた一五年間の闘いが
闘うものに勇気を与える勝利を獲得した

〈原告団代表挨拶〉

いまは勝利判決を素直に喜びたい

鈴木紀之

嬉しい時は、たとえそれがひとときであつたとしても、本当に喜んでいいと思います。勝利判決を迎える事ができて、今日は心から喜びを共にしていただけたらと思います。いろいろ思いは重なるんですが、私たちがここまで、一五年間、様々な事があつたけれども、闘いという形を持ちこたえられたのは、ひとえに長い間ご支援いただいた皆様のおかげだと、心から御礼申し上げます。

市芦救援会が結成されたのは、今から一五年前の一月早々だったのですが、その時救援会の会長をお引き受けいただいたのが玉本先生でした。また、市芦反弾圧闘争を支援する会が結成されたのが一月です。私達の闘いというのは、基本的には青雲闘争、青雲高校の敵本処分反対闘争を先達として、それを継承する形になっているんですが、青雲闘争救援会の会長をお引き受けになつておられた小川先生に、支援する会の会

長をお引き受けいただきました。両先生とも七〇歳を前にしておられました。

玉本先生には地裁判決は喜んでいただけましたけれども、高裁判決は墓前に報告をするということになったわけです。今日は、小川先生が入院され、支援する会副会長の中川先生もご病気で来ていただけないんですが、私達はそういう方々に先導されてここまでやってこれたということであらためて思います。審理廷でも法廷でもいつも先生方のお姿がありました。私たちは、その存在だけで励まされておりました。

闘いの先達だけでなく、市芦の卒業生や在校生や若い方々の力もありました。また、私達が闘っているさなか、独自に尼崎において奨学金闘争をずっと闘い続けて来られた園田学園中学校高等学校教職員組合の先生方や阪神支部をはじめ兵高教に集まる高校の先生方、それに芦教組の先生方にも力強いご支援をいただきました。地域で言えば、解放同盟のみなさん、芦屋の教育に心いためる市民のみなさん、実に様々な方々のご支援をいただいて勝利を収める事ができました。村田、在間弁護士の献身的な優れた

弁護活動が直接の勝利の原動力であつたことは言うまでもありません。両先生には心からお礼申し上げます。

勝利判決の意味については後ほどお話があるかと思いますが、戦後の教員の処分史上、あるいは教育裁判史上、やはり画期的な判例です。教員身分保障の法制にかかわる確かな判例を残す事ができたと思います。

私達が闘う上で、教員の身分保障にかかわる戦後の教育判例を全部洗い出したんですが、殆ど教員側が敗訴しているものしかありませんでした。それらを私たちの闘いの拠り所とするしかありませんでした。

しかし、今回の判決は明解に行政側の不当労働行為を弾劾し、教員の側を支援したものです。緊張をはらむ現在の教育基本法制下での画期的な判決であると考えています。まして、昨今教育基本法の改正が画策されている中では、現在の教育基本法の成果を機能させる闘いであつたという風にあらためて誇りを持ってご報告申し上げたいと思います。

かたや、一五年間にわたる歲月というの

一五年頑張ったと、これが一番大きいと思います。

それから、公平委員会にしろ裁判所にしろ、常に傍聴席が満員であつたと、これは裁判所にとつても公平委員会にとつても、大きなプレッシャーだったと思います。支援の皆さん方に支えられて闘争が一五年続いたと、やっぱりこれも大変大きな勝利の要因だったと思います。

私達もいろんな闘争にかかわってきましたけれども、長年、五十六年、一〇年と経つとやっぱり先細りになっていくわけですね。皆さん方も疲れてきます。しかし、この市芦闘争は、その最初の元気が最後まで続いただけでなく、その間実におおらかといえます。か、楽しみながら関わることができました。その意味では明るいエネルギーに支えられた闘争であつたということがいえると思います。

長年の闘争の成果は判決にもあらわれています。救援会通信の前の号で書きましたが、判決ではこういう風に言っているんですね。「分会における組合活動に對し、前田校長及び松本教育長が中心となつてこれを嫌悪したことにより本件転任処分がなされたものであることを重視せざるを得ず、これは社会通念上、著しく妥当性を欠き、任命権者に与えられた裁量権を逸脱する違法な処分というべきである」と。

判決でこの判断をさせるのにどれだけ皆

さんが苦勞されたかということだと思いません。まさにこの通りなんです。

大阪高裁判決の中でもつとスカッとしたところがあります。高裁段階になって芦屋市教委側が非常に見苦しい弁解をしたんですね。彼らは、「何故長い間市芦の先生方を配転先から戻さなかつたのか」という理由について、なんと「阪神大震災が理由である」と言いだした訳です。何でも震災の責任にすればええっていう話はある過去の話です。言うに事欠いて、なんと芦屋市教委は未だに自分を正当化するのに震災を持ってきた。これを見たときは、我々は笑い飛ばしていたんですが、ひよつとして裁判所がこの主張をまともに受け取るかもしれないということ、一応は反論はしました。そのことに対して大阪高裁判決は、「市教委の主張は言い逃れの主張であると言わざるを得ない」と断じました。市教委の裁判上での主張が「言い逃れ」と言われてしまったわけですね。

民間人がこういう風に判決で言われたというのであれば、めずらしい話ではありません。よくある話です。ところがこれが芦屋市教育委員会という立派な公的な機関が、ここまで判決で悪し様に言われるというのは本当に恥すべき話です。これまでの市教委の対応を見ていると、彼らは本当に恥だと思っているんだろうかと思うんですけども、ここまで言ってくれたこの高裁判決というのは胸のすく判決であつたと思います。

本当であればもつと早い段階でこの判断をさせたかたと思います。本当は公平委員会が真の「公平」な判断をすべきであつたはずなんです。

一つだけ最後に、言わざるをえない点があります。芦屋市公平委員会が、深沢さん、河村さんの懲戒処分について、少し処分のレベルを下げる、ということをしました。しかし後はすべて市教委が正しい、と公平委員会の判断を示したわけですね。これは事前に予測もされたので公平委員会にプレッシャーをかける意味もあつて一九九五年三月に我々は行政訴訟を提訴した。

そして神戸地裁、大阪高裁で判決が示されたわけですが、この判決を受けて、「公平委員」の一人（審査長である高沢委員が公的な場でコメントしています。次のようにコメントしています。「自分たちの判断は裁判所でも間違ひではないと認められた。公平委員会の採決と裁判所の判決で何が違うかと言うと、不当労働行為を裁判所が認めた点だけが違う。他の点は全部裁判所の判断は我々と同じなんだ」という訳です。これがそのとおりかどうかは、両方を改めて読み比べてみれば明らかです。もう少しその発言を見ます。次のような内容です。「公平委員会では傍聴席が一杯で、野次が飛び交つた。その野次たるやとても学校の先生にあるまじき、非常に品のない野次だつた。こういう人たちが（まるで「不逞の輩」とでも言わんばか

りです）に対しては、この人らに対してなりの判断をすることになった。ところが場が裁判所に移ると、この人達は猫をかぶつたように静かにしていた」結局、「だから裁判所はだまされたんだ」といわんばかりのことを言っているんですね。（笑）この公平委員会の審理を真剣に見守つてきた人達からすると、前田元校長や、小林元管理部長らのあまりにもひどい証言に対して、自然と怒りがわいてきたのは当然です。私たちも思わず怒りの声が出てしまったことは、一度や二度ではありません。公平委員会での審理が異常に長引いた原因も、かれらの矛盾だらけの証言が原因だつたと思います。

ここまで長い間、皆さんが頑張つてこられて、こうして最後まで皆さんの厚い支援に支えられて、最後に完全に勝利しました。我々弁護団としても幸せ者であつたと感謝しています。簡単ですが、私のお礼の挨拶といたします。

教職員の方々の闘いに参考になる判決

村田 喬 弁護士

本当に勝つて良かったなというのが率直な感想です。勝つたおかげで何回も祝賀会に呼んでもらつて、今回もパーティーもあるそうです。地裁判決後も祝賀会をしてもらいましたから幸せ者だと思つております。

在間先生の話にありましたように、楽し

くやつてきたというのは、皆様方には本当に申し訳ないかもしれませんが、そう苦にすることなく一五年間をやつてくれたという気がするんです。途中でしんどくなる事件もたくさん正直言つてあるんですよ。でも、これは最初から最後まで皆さんと一緒に本人や支援者の方々と一緒にですね、それなりに楽しんでやつてくれたという気がするんです。その結果がこの勝利判決ですから言う事はないと、弁護士冥利に尽きると言いますか、本当にやりがいのあつた裁判でした。

ただ、公平委員会が非常に長すぎたんじゃないかという批判といますか、感想もあるようですから、その言い訳をさせてもらいます。長引いた一因は私にも相当の部分があるといわざるを得ません。なぜかと言いますと、前田校長とか小林管理部長に対する反対尋問を延々とやりましたが、その中でも、特に私がしつこくしつこく何回も何回も、もういいんじゃないかと、こちらサイドからも言われながらやつたもんですから、長引いたんじゃないかと反省はしています。

まあ、そういう中でも、反対尋問の中で、前田校長とか小林管理部長を完膚なきまでに、答えが出なくなるまでとことん追求して、一体彼らの真意が何処にあつたのか、これを引き出すことができたと思つてゐるんです。手前味噌になるかも知れませんが、詳しい証言の積み重ねによつて、あの膨大な公平委員会の調書ができた、七〇何回やつてき

ましたから。これを全部裁判所に出す事ができた。裁判所はそういうのを読んで不当労働行為性をより詳細に認定したといえます。

裁判所ではそれほど証人を採用しない、採用しても時間を制限する。そうすると立証を尽くせないという事になります。それを公平委員会でやれた。時間がかつた点については申し訳ないですけども、そういう点に効果があつたことはご理解いただいて、それによつて明確な不当労働行為が立証できたということじゃないかと思つております。

鈴木先生、在間先生の話にもありましたけれども、こういった事件でこれだけ明確に不当労働行為性を認定したというのは非常にめずらしい。ぜひとも新しい判例として判例集に載せてもらつてですね、今後、全国の教職員の方々の闘いの為にも重要な参考資料になればと願つております。

こういう日を迎える事ができたことは嬉しい事です。特に市教委も上告しないで確定しましたし、皆さん方も帰れそうな、残りの四人の先生方も復帰できそうな風に聞いておりますので、これが何より良かったと思ひます。

ただ、やはり一五年間の空白というのは非常に大きいですよ。嬉しい事ではありませんが、長期間にわたつて教壇から追われてしまつた、もつとも充実すべき人生の三〇代後半

から四〇代、あるいは五〇代、もつとも教育活動に力をそぐべきあるいは力を発揮できたはずの期間を教壇から追われていたということ、これは、非常に犠牲を伴つたと言わざるを得ない。それについては本当に大変な生活だったなと思います。今後にこういうのが活かせられたら良いと思います。

そういう中で、市芦の廃校問題が出てきたことは残念なことです。いろんな考え方が入っている、いろんな情勢の人がいる、生徒で言えば学力のない人、勉強が好きでない人もいます。そういう中で、どんな教育が必要なのか、大学進学だけを指すような、一流大学に入る事だけを、合格者の人数だけを競うような高校がそれだけいいのか？ そうじゃない生徒だっている。学びたいと思う人だっているわけですよ、大学に行かないとしても、そういう方々を学ばせる場はどうしても必要です。そういう高校がなくなるといふのは非常に許しがたい事だ。この芦屋市というのは二重三重の過ちを犯している訳で大変残念に思います。

最後に思ひ出話を一つ。最初のころは皆さん元気でしたが、毎年一回くらいこういう決起集会を開いておつたんですよ。三年目くらいだと思ひますが、その頃は本当に勝てるかどうかかわからない、勝ちたいとは思ひけれども、勝つかどうかかわからないという状況下で、それでも頑張るぞと、勝ちますよという話をせざるを得ない状況でした。

でありました。一言でいえば、「個性の重視」という名の、市場競争の論理にもとづく教育・学校の再編——われわれはその時代に、松本教育長がこの芦屋で推し進めようとした「教育改革」なるものに異をととなえ、抗いつづけてきたわけです。松本「教育改革」は何にも増して市芦をターゲットにしました。せざるを得なかった。それは、市芦という高校が社会や教育の諸矛盾——いわゆる学力問題もその一つなのですが——が先鋭に突出してくる学校であったこと、なによりも悩み、荒れる生徒たちの「声」を聴き取り、その教育要求に応じていくとした自立した教師、とりわけ教師集団が存在したこと、に起因しています。すなわち、そのことが松本「改革」——市教委のいう学校「正常化」——を阻む現実の要因となっていたわけです。ですから、彼らはまず最初に、市芦に対するあらゆる限りの誹謗中傷、教師や生徒に対する侮辱をあられもなく加えました。その攻撃というのは例によってステレオタイプのものでした。非行、低学力、学習意欲なし、「あそこは学校ではない」「異常な学校運営（管理職の意図が徹底しない、という意味です）。彼らは「芦屋の恥」とさえ言ったと聞いています。彼らは行政というひからびた「高地」に立って、「低湿地」の「泥沼」のとき市芦を見下ろしていたといえます。ただし、彼ら公僕たちは、その「泥沼」にたたえられていた（人のぬくもり）をついぞ見ようとはしなかつ

た。この一五年間にわれわれは何度も何度も生徒たちの証言——市芦で学んだ（遊んだ）といつてもいいのです。生徒たちの肉声、その学びの履歴の内実、そこから出てきた訴え——を、行政側に伝えようと努めました。ですが、彼らは聴く耳を持たなかつたわけです。こうした市芦への、「俗情との結託」による誹謗中傷と「正常化」攻撃につづいて、鈴木さんをはじめ八名の教師がつぎつぎと「指導員」などに、強制配転されていきました。「教員の身分」を奪われていったのです。教師を学校からつぎつぎと追放し、追放先をたらいまわしにすることで、「抵抗主体」としての市芦の「解体」が企図されたのでした。さらに他方、学校の中では、市芦が踏ん張って持続してきた「進学保障制度」、高校教育の機会（教育権・学習権）を実質的に保障していくという精神を引き継いで市芦ではそれまで定員内不合格をださなかつたのですが、いわゆる「適格者主義」の既存の分割線を打破していかうとするそうした努力、苦闘というもの、一方的に打ち切られ、入口（入試）での大量の定員内不合格——八七年三三名、八八年二五名——つまるどころ切捨てが強行されていった。ちなみに進学保障制度についていえば、六〇年代のアメリカにおける公民権法、人種差別禁止の措置、アファーマティブ・アクションやそれに触発された同対審答申とその精神、そうした「差別の実態」

から出発した人権運動の潮流のなかで兵庫県下においても（部分的であれ）この制度が闘い取られてきた。しかし、定時制を除いて市芦だけが、（わたしは冗談半分に「シーラカンス」に喩えたことがあります）いわば愚直に初志を貫き、この制度を持続してきたのでした。市芦の教師は、（点数）には現れない、生徒たちの飢餓の深さに手を伸ばさうとしてきたのです。

当時の校長が一〇日間も行方をくらませてまで（教師や生徒たちの抗議から逃げ出して）強行した大量の定員内不合格は、同時に職員会議の伝達機関化をもたせて実行されたものでした。学校の「正常化」とは、管理職、そのバックにいる市教委の意図、要するに権力意志を上意下達式に下ろしていくそのシステム、パイプの確立のことを意味しております。いつでも、どこでもそうです。例外はありません。つまり権力者・管理職の意図、意向に服する忠実な公僕（サブバント）として教師を管理していくことです。そしてこうした教員管理体制は、大量の不合格や場当たり的な「時間講師」の導入や「選択科目の拡大」（カリキュラム改革）、等々の「市芦改革」の貧しい実態に対する生徒の不満と抗議を無視し、切り捨てていく対応を常態化させました。たとえば八八年二月二十六日の「朝日」の記事は、つぎのように報じています。二五日の卒業式後、二年生約五〇名が校長室を訪れ、①改革以前のカリキュラムへの

私は、不当労働行為というのが非常に大きな柱であると、これをどう立証するかが問題だという話をした記憶があるんです。そこで、皆さんも不当労働行為であることは異論のないことだと思いますが、特に一九八七年に六人の先生方が配転された事例がありました。これは芦屋市が定数条例を「改正」してしまっていて、「過員」というのを作り出してしまったんです。そういう中で配転したから当然のことであると、行政改革をしなくてはいいかん、教員を減らして財政的にも楽にしようじゃないかと、それは正当な目的である、それによつて定数を変えた、それで過員が生じた、だから配転したんだから違法性はないんじゃないか、というのが向こう側の主張で、これは一般的にはそう考えざるを得ない点もある。そういう中で、私は、定数条例自体を「改正」したのが不当労働行為なんだと話をしたんです。たしかに定数条例改正を提案したのは市教委でなくて市長部局ではありますが、定数条例を「改正」したのは市議会ではありませんよね。しかしながら、こんな小さい市でありますし、教育委員会と市長部局が勿論繋がっているわけですから、こういう先生方を排除して、市芦から活発な組合活動家を排除しようという目的で定数条例を「改正」したんじゃないかと、そういう立証をしていきたい。そういうバックボーンとしての不当労働行為性をいかに立証するかを考えていくという話をしたことが

あると思うんです。

さすがに判決は定数条例改正まで不当労働行為とは認定していません、形式的にはできないでしょう。ただ、その背景にある、判決の背景にある考え方を見れば、明らかにそういう点もあると言わざるを得ないと、こう言つてると思うんですね。

私は六人の先生方は正直言つてむづかしい問題があると最後まで思つておりましたが、六人の先生方も帰れたというのは、背景にはそういう認識が裁判所にあつたからじゃないかと、こう思います。六人が果敢な労働組合活動を展開してきたからこそ勝てたんだと思います。

そして、一五年間を超えて続けてこれたのは、やはり皆さんの支援のおかげだと感謝しています。本当にどうもありがとうございます。

〈副会長挨拶・記念講演〉

不当な支配にまつるわなかつた教師たちの闘い——市芦救援会の解散にあたって

市芦救援会副会長 玉田 勝郎

一五年前の、八六年九月に河村・深沢両先生が組合活動（無断職場離脱）を理由に懲戒処分をうけ、続いて一〇月には鈴木先生が市教委に配転されるという、〈市芦〉が展開してきた教育実践と運動に対する報復というべき処分が出され、市芦救援会は同年一月六日に設立総会を開いたのですが、それ以降一五年にわたる長い闘いの末に、去る一〇月一九日、完全勝利という判決を勝ち得ることが出来ました。今日のこの集会をもつて救援会を解散することになりました。この一五年という歳月には、処分・配転された八名の教師たちはむろんのこと、「市芦つぶし」の中で学校に残つた教師たち、そしてまた会員の皆さん方一人ひとりとつて、たとえば阪神大震災の未曾有の被害とか、玉本会長の逝去や親しい身内との死別とか、あるいは結婚とか、子どもが生まれたとか、それぞれ固有の物語が刻み込まれていることと思います。一人ひとりの足跡——物語とともに、われわれはその歳月を、「配転された教師を市芦にとりもどす」という共通の「ころざし」をもつて、いしかえると芦屋市教委の「不当な支配」に対する憤怒を風化させることなく、闘いつづけてきました。その結果が、この度の判決となつて実を結びました。魯迅（ルーシェン）という人が、「もともと道というものは無い。歩いた後が道になるのだ」と言っていますが、この勝利判決もまたそうしたものだと思ひます。

手許の資料（裁判と救援会運動の略史）を見てほしいのですが、振り返ってみると、この一五年というのは、臨時教育審議会（八四年）の答申に始まる「教育改革」の時代

変更 ②「時間講師」導入の取りやめ ③配転された七教諭の復帰などを盛り込んだ、市長らにあてた要求書を、一・二年生の二〇二人の署名とともに前田校長に提出した。「クラス内のつながりがなくなり、学校をやめていく子を支えあつていくことも出来にくくなった」と約一時間にわたって訴えた。大多数の生徒たちは「生徒を無視した改革」と喝破していたのです。「学校をかえせ」「先生をかえせ」の生徒の訴えは握りつぶされました。その結果は、入学してきた一〇一名の生徒のうち卒業者は七三名という誠に無残な、「教育破壊」といふべき事態でありました。これが市教委の推し進めた市芦改革、松本「教育改革」の実態であります。

ですから、わたしたちは、今でも腹からの憤怒と口惜しさをもつて、次のように言い切ることができるし、また必要でもありません。この一五年にわたる強権を弄しての市芦への攻撃、処分、そして「改革」なるものは、①組合運動と結びついた教師の実践を、市教委の権力支配・統制下に置き、②かくして学校教師の権利と活力と熱意を奪い、③生徒の声・訴え・要求に応答する責任（responsibility）を放棄し、④権利としての「同和教育」、人権概念を無力化し、去勢化するものであった、と。だとするならば、このたびの判決——「前田校長及び松本教育長が中心となつて」なされた八名の教師の「転任処分」を、「裁量権を逸脱する違法な処

分」「分会の組合活動を嫌悪した不当労働行為」と明確に断定した——は、転任処分の違法性・不当性にとどまらず、われわれが当初より批判・弾劾しつづけてきた市教委の「教育改革」方針とその実態をも断罪するものです。まさしく「違法な処分」にもとづいて推進された「教育改革」だったのである。彼らが推し進めた「処分—改革」というものは、当判決が認定しているように「分会の組合活動を嫌悪した」——わたし流の言葉でいえば、（抵抗と実践の自立的主体）を敵視し排除しようとした——ところから、それを起点にして「なされたもの」だったのである。当然のこと、前田や松本、そして北村（教育委員・現市長）たちは、公権力を弄しての「学校破壊」・市芦つぶしの責任を問われるべきです。責任を取るべきであります。

救援会を閉じるにあたり、最後に、このたびの判決が現在の状況において、教育、とりわけ教師をめぐる状況にとつてどういう意味・意義を持つているかについて、わたしの考えを二、三述べさせていだいて、お礼に代えたいと思います。

冒頭の鈴木さんの挨拶の中にもありましたが、遠山という女性の文部科学大臣が中央教育審議会に教育基本法の「検討・見なおし」について諮問をしました。教育基本法の「改正」がもくろまれております。その「諮問理由」には、森前首相の私的な諮問機関にすぎなかった「教育改革国民会議」の「報

告・提言を踏まえながら」（基本法を）「検討する」と述べられています。さらに、「普遍の原理を大切にすること」といつつも、「新しい時代を生きる日本人の育成」「伝統・文化の尊重」という「観点から、教育基本法を考えていくことが必要」と力説しています。こうした文脈に立つて、日本という国家への帰属意識、あるいは忠誠、（個人）ではなく「国民」としてのアイデンティティの育成を明文化していく。そういう点に「見直し」の眼目が置かれているといえます。

いうまでもなく、市芦処分に対するわれわれの異議申立ての大本のところには、教育基本法の思想、その条文が据えられております。第6条の2項には（学校の）教員の身分は、尊重され、その待遇の適性が、期せられなければならない。（条文に（専門職）という言葉は使っていませんが、付言して言えば、教職は専門職に属し、その身分は「尊重されねばならない」と。あるいは第10条、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つておこなわれるべきもの」という規定。さらにいえば、第三条の「教育の機会均等」の原則。つまり市芦がその創立当初から追求して来た高校全入の思想。生徒の学習「機会」の実際の、現実的な保障。教育基本法のこれらの思想と条文は、市教委の「不当な支配、処分」に対する教師やわれわれの憤怒、口惜しさ、訴えというものが、そうした「法感情」を体現し

救い上げてくれる法理となつたわけです。わたしがあえて「正義の判決」と呼んだのは、そういう意味です。しかしながら、先述の文科省の「諮問理由」が示すように、「時代や社会の変化を踏まえて」、つまりこの間の「教育改革」の方針・趨勢の延長線上に、基本法の「前文」はもとより「教員の身分、使命」を含めて全面的な検討・「改正」が目指されているのです。

ところで、昨今いわゆる「指導力不足教員」、「欠陥教師」が槍玉にあげられ、「教師の常識は世間の非常識」などとも言われ、その「欠陥教員」問題を口実にして、「世間」の厳しい競争原理、業績至上主義になじまぬ教師の職務や仕事に対して、あらゆる方面から非難が集中されております。あたかも「教育荒廃」の要因、責任をすべて教師に押し付けるかのとき俗論・言説がまかり通っています。このような風潮をバックにして、また煽りたてられて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（地教法）の一部改正がなされた。これは要するに、「指導が不適切な教員」を免職し、「引き続いて都道府県の教員以外の職に採用することができ」ようにしたものです。来年二〇〇二年一月から施行され、すでに文科省はこの件について通知を出しています。その「通知」によれば、「指導が不適切な教員」とは、「教科に関する専門的知識の不足」のためや「指導方法が不適切」なために、「学習指導を適切に行

うことができない場合」とか、「生徒の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営や生徒指導を適切に行うことができない場合」などが示されています。このような「判定基準」とその事例は、たとえば高知県では「教科書を使わない（教師）」とか、「声が小さい」とか、あら捜しというほかに項目が指定されています。一応「研修等必要な措置」が指示されていますが、そうした「新たな指導」が講じられなくとも「免職」することができることになつております。そして、重要な点ですが、その「不適切教員」を判定するのは都道府県教委内に設けられた「判定委員会」ということです。この委員会が校長の報告などにもとづいて判断を下すわけです。これ以上の詳しい紹介は止めますが、こうした文科省「通知」には、（教職）の専門性についての、教師の仕事に対する極めて安直で、形式主義的な、技術主義的な捉え方が露呈されております。教師の仕事、実践というものは、こんな安直なマニュアル・「判定基準」によつて規定・定義付けられるものではありません。授業という営みひとつとってみても、それは複合的で、きわめて多様な、しかも（不確定）というべき判断と選択、生徒や教材や教室条件との（応答関係）によつて構成されていくものであります。ですから、あるケースで適切であり得た教師の判断や指導が、他のケースでは「不適切」である、といった事例はいくらでもあるわけです。先の「通知」は、「生徒の心

を理解する能力と意欲」の必要を指摘してはいますが、しかしこれは公僕（サーバント）としての教師に張り付いている外面的な権威・権力を教師自身が自覚的に吟味することなしには本当は不可能なはずで、いつてみれば、市芦の生徒の抗議や訴えをそれこそ無慈悲に踏みにじつた前田校長や松本教育長が、「生徒の心」と説いているようなものです。

誤解はなからうと思いますが、わたしはなにも「指導力不足教員」なる者がいないとか、いわゆる「欠陥教員」に問題がない、などと言っているわけではありません。そもそも前田校長、彼はいうところの欠陥教員の最たるものです。あるいは尼南高校の佐野校長、彼は自校の卒業させた障害者生徒のことを「高校に来るべきではなかった」などと本気で侮辱したのでした。こういう管理職はゴマンといるわけです。カウンセリング・マインドを、などと唱えて、その実生徒の声をさらしものにして恥じない指導主事も、そうです。わたしが言いたいのは、「指導力不足」という言説の政治性、教員（排除）の仕組みについてです。一般に「指導力不足教員」の問題を、教師の過密な労働、「多人数学級」、「雑務に追われる多忙さ、孤立性（連帯の欠如）」、「燃え尽き現象」、等々の現実の諸条件を捨象してとらえ、俗情による非難が煽られ、もっぱら「教員の資質向上」努力が力説され、かくして安直な（生徒管理）の能力、技術主義的「指導

「力」のみが求められていくという、公僕的「専門家・エキスパート」育成の仕組みを問うているわけだ。このような制度と構造のなかで、教育行政の方針と意向に「熱心」に「服従」していく教師が大量に生み出されていけば、どうなるでしょうか。そのような官僚主義に服さず、「不当な支配」に抗う者は、まさしく「不適切、欠陥、非常識」教員として忌避され、やがて槍玉にあげられ、そして「免職・転任・転職」を迫られ、学校から追放される、といった事態すら想定されるわけだ。

このたびの判決は、「指導力不足」の恣意的な拡大解釈、裁量権を逸脱する違法な処分という事態に対する歯止めとして、なによりもそうした事態に抗う教師たちの拠りどころとなるものであります。

ご存知のことかと思いますが、すでに東京都は独自の教員評価制度（「人事考課制度」）を導入し、昨年度から実施しています。香川県も実施を決めております。東京都の評価制度は「自己申告」と「業績評価」からなっていて、自己申告とは「校長が定める学校経営方針を踏まえて自ら職務上の目標を設定し、目標についての達成状況について自己評価する」というものであり、後者の「業績評価」は、管理職が学習指導や生徒指導など四項目を「能力・情意・実績」の三面にわたって「五段階評価」するものです。それらをもとにして教育庁が最終的な「五段階相対評価」をくだす。その結果は賞金や異動、研

修に活用されると聞いております。こうした考課制度により「教員の資質能力の向上と活性化」が目指されているとのことですが、ここには（業績の判定・評価）を通して教員の「能力開発」をはかるという新たな教員人事管理の制度化を見て取ることができます。このような評価システムのもとで「開発」される教師の能力・専門性とは、一体いかなるものか。その特徴を一口で言えば、それは（自律性）のない、「自己決定権」のない、すくなく（技術主義的な）指導能力であります。まさに公僕としての「専門職」の育成です。このような「標準化」された、それゆえに平板で、画一的でさえある「資質・能力」が、授業であれ、生徒指導であれ、かの複合的で「不確実な」問題状況（実践場面）に本当に「役立つ」であろうか。その答えは、わが市芦の生徒たちが、「シンドイ生活の子どもたち」が、教えてくれているはずだ。

教師論、教師の指導能力、その評価制度をめぐる昨今の論議・動向の中に、このたびの判決を位置付ける時、「教員身分の保障」という問題は、われわれ自身にその新たな再定義を迫るものです。教職の「専門性」についての概念の変革を迫るものです。わたしは今日の話の中で「専門職としての教師」という用語をいくどか使いました。六〇年代後半より、教職、教師の仕事に専門職とみなす「位置付け」が定着し、たとえば七一年の中教審答申に明示されたように、教育行政も

そうした教職観を組み込んできました。しかし、いうまでもなく日本の教師は、専門職（プロフェッション）としての自律的な判断・権限や待遇を保障されているわけではありません。むしろ現実には、学習指導要領に縛られ、教委の指示する「マニュアル」に従わされ、「親のニーズに応える」ことを強制され、というように自律性なき「専門家（サーバント）」として多忙な業務を遂行しているというのが実態でありましょう。先述したように、こうした仕組みの中で（職能の開発）が求められ、業績主義の網の中で、教師はいっそう標準化された成果を競わされることになりました。

くりかえしますが、転任処分を受けた教師をはじめ市芦の教師たちは、分会活動や同僚との共同作業を通して、そしてまた地域の人々と結びつきながら、教師をサーバントに仕立てていく構造を内側から食い破ってきたのでした。教師の実践というものは、既成の標準化された知識や指導技術の「応用」といったものではなく（そういう「応用・技術」的合理性というものによって教育実践の全面をカバーすることは不可能です）、一義的に定義されざる複合的な問題状況との応答・格闘の中からつむぎ出されていく活動の束だといえます。こうした実践の特質は、生徒の生きた現実から学ぶことを必要ならしめます。親や生徒が置かれている「差別的現実」とのリアルな対話を必要とします。それ

ゆえまた自立した判断・見識というものを必要とします。そして教師の仕事に公僕的「業務」と貶める「不当な支配」への抵抗を必然化するものです。当判決はそうした教師の営みに対しても、大いなる励ましを与えてくれるものだと思えます。

最後になりましたが、お二人の弁護士、在間先生、村田先生に感謝申し上げます。まさに法曹の専門家として、被処分者・教師たちの法感情、そして「市芦を必要とする者たちの情念」を法理に翻訳し、救い上げていただきました。とりわけ七〇回にわたる公平委員会審理の、処分者たちの言い逃れの錯誤と空洞をしぶとくネチネチとめくり上げていかれる追及、とても面白かったです。ありがとうございます。

（原告の挨拶）

遊びがあつたから

鈴木 紀之

いろいろと個性の強い八名が、一五年間の長い間、ひとかたまりになつて敵と向かいあえたことは、勝利判決の一つの、しかし大事な力だったと思います。それぞれの主張や立証を確かなものにし、処分者の主張と立証を破綻に追い込めたのは、八名の個別の事実をよりあわせ、一つの太い綱にしたからこそです。

ひとかたまりになるというのは、何も一心同体というわけではありません。いや、許せぬという一点では一心ではあつたでしょうが、同体というのとは少し違います。八名が寸分の違いもなく組み合ったのではないのです。それぞれの違いを残しながら創り出した斗拱のような組み物です。狂いもあり、無様でもありました。だから持ちこたえられたと思つています。

宮大工の松浦さんも言っています。「不揃いがつくりだす強さとあじわい」、あるいは「木も人も遊びがあるから生きてくる」と。木組みにおける遊びが大事だと言つてます。遊びがありすぎて、心配をおかけしたこともありました。

裁判闘争の一段落で、ようやく定年が本番になりました。「遊びがあるから生きてくる」が本番です。いろいろ教えていただくことが多いと楽しみにしております。

勝利判決で帰れたかった

吉岡 治子

私はこの三月に定年退職しました。最後の二年間で学校へ帰れました。帰れたことは嬉しかったですが、勝利判決聞いた時に、私は退職して帰れないんだと、複雑な気持ちでした。

二年間でしたが、私が痛切に感じたのは学校はいいし、あと四人の人が最後まで残つて、

